



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *60 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 2
- *61 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 4
- *62 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (") 4

○ 告示

- 361 生活保護法による指定医療機関の廃止 (社会福祉課) 5
- 362 生活保護法による指定施術機関の廃止 (") 5
- 363 生活保護法による介護機関の指定 (") 5
- 364 生活保護法による指定介護機関の変更 (") 6
- 365 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 6
- 366 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 6
- 367 " (") 6
- 368 " (") 7
- 369 " (") 7
- 370 " (") 7
- 371 " (") 7
- 372 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 8
- 373 " (") 8
- 374 " (") 8
- 375 " (") 8
- 376 " (") 9
- 377 指定一般相談支援事業者の廃止 (") 9
- 378 " (") 9
- 379 産業技術専門学院の訓練課程等 (労働政策課) 9
- 380 県営土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課) 10
- 381 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録 (鳥獣害対策課) 10
- 382 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 11
- 383 保安林の指定施業要件の変更 (") 11
- 384 " (") 11
- 385 " (") 12
- 386 " (") 12
- 387 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 13
- 388 " (") 13
- 389 " (") 13
- 390 " (") 14

391	〃	(〃) 14
392	道路の区域変更	(道路保全課) 15
393	都市計画の変更	(都市政策課) 15
394	〃	(〃) 15
○ 公安委員会告示			
9	遊泳区域の指定	 16
10	少年指導委員の委嘱	 16
○ 選挙管理委員会告示			
11	政治団体の届出事項の異動の届出	 17
12	資金管理団体の届出事項の異動の届出	 18
13	政治団体の解散の届出	 19
14	政治団体の設立の届出	 19
○ 海区漁業調整委員会指示			
1	まき餌船釣り等の禁止等	 19
2	イサキのまき網漁業	 21
3	ウミガメの採捕等	 22
○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示			
1	さわらの漁業	 22
○ 公告			
	二級河川山田川水系河川整備基本方針の策定	(河川課) 23
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) 23
	和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例によるオートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域の指定予定	(港湾空港振興課) 23

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(訓練手当の支給方法) 第8条 訓練手当は、支給対象者の請求により、毎月1回、既に職業訓練等を受け終わった分について支給する。ただし、知事が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、 <u>訓練手当を支給する。</u> 2・3 略	(訓練手当の支給方法) 第8条 訓練手当は、支給対象者の請求により、毎月1回、既に職業訓練等を受け終わった分について支給する。 2・3 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第11条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

和歌山県知事 様

年 月 日

申請者氏名

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

①申請する手当の種類(該当するものに○)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
②申請者の状況	ふりがな氏名	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)				
	個人番号					
	住所又は居所	(入校前)	(入校後)			
③扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居しているものの住所又は居所
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
			歳	有・無	同・別	
④求職者給付等の受給資格又は生活保護の受給 無 ・ 有(該当するものに○)						
	雇用保険求職者手当	国家公務員等失業者退職手当	生活保護	その他()		
⑤職業能力開発施設等証明欄	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 至	・ ・ ・ ・	
	通所距離 (km)	通所手段(該当するものに○) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他()				
	寄宿舎の入居状況 入居(・ ・) ・ 入居していない					
	上記の申請者は職業訓練等を受講していることを証明する。 年 月 日					
	職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名)					
⑥出身都道府県処理欄	(適用区分) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則 第 条第 項第 号(附則第 条第 項第 号)					
	(類似の手当の受給)		(月額)	(受給期間) 自 年 月 日	至 年 月 日	
	無・有()		円			
	添付書類	受講指示書写	手帳等の写	通所届	入寮許可書等	
		口座振込書	雇用保険、生活保護等			
	区分	日額(月額)	認定年月日	指定口座		
	基本手当			金融機関名		
	受講手当			支店名		
通所手当			口座番号			
寄宿手当						
(備考)						

注意 ⑤職業能力開発施設等証明欄については、公共職業能力開発施設が行う職業訓練又は職場適用訓練を受講する場合に記載する。

別記第2号様式及び別記第2号様式の2中「（男・女）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第61号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（平成7年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込み） 第5条 略 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあつては、<u>戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記第1号様式の2）又はこれに代わるものとして知事が認める書類</u> (5) 同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあつては、<u>戸籍謄本及び婚約等証明書（別記第1号様式の3）又はこれに代わるものとして知事が認める書類</u> (6)・(7) 略</p>	<p>（入居の申込み） 第5条 略 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつて、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあつては、<u>戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記第1号様式の2）</u> (5) 同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあつては、<u>戸籍謄本及び婚約等証明書（別記第1号様式の3）</u> (6)・(7) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第62号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込み） 第2条 略 2 前項の県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が入居者の募集を行う場合において、<u>県営住宅</u></p>	<p>（入居の申込み） 第2条 略 2 前項の県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が入居者の募集を行う場合において、<u>県営住宅</u></p>

入居申込書への当該書類の添付を求めないことと決定したときは、入居予定者と決定された後に当該書類を提出するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあつては、戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記第1号様式の2）又はこれに代わるものとして知事が認める書類

(5) 同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあつては、戸籍謄本及び婚約等証明書（別記第1号様式の3）又はこれに代わるものとして知事が認める書類

(6)～(8) 略

入居申込書への当該書類の添付を求めないことと決定したときは、入居予定者と決定された後に当該書類を提出するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 同居させようとする者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつて、住民票の性別が入居しようとする者と同一である場合にあつては、戸籍謄本及び申立書兼証明書（別記第1号様式の2）

(5) 同居させようとする者が婚姻の予約者である場合にあつては、戸籍謄本及び婚約等証明書（別記第1号様式の3）

(6)～(8) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医新 56-26	山本小児科医院	田辺市湊47番35号	令和 5. 11. 15

和歌山県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
有柔新 3-05	崎山正貴	有田郡有田川町水尻422-2 スカイリーフ205号室（柔道整復）	令和 6. 2. 21

和歌山県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
金尾製菓株式会社	紀の川市粉河845	金尾製菓株式会社菓局部	紀の川市粉河845	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和6.1.15

和歌山県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社三幸	田辺市高雄三丁目8番18号	ケアセンターひまわり	田辺市高雄三丁目8番17号	訪問介護・居宅介護支援	主たる事務所の所在地	田辺市高雄一丁目12番16号	田辺市高雄三丁目8番18号	令和6.2.19

和歌山県告示第365号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000267	多機能型事業所ほーぷ	橋本市高野口町名倉1368-6	児童発達支援 放課後等デイサービス	NO.6株式会社	橋本市高野口町名倉1368-4	令和6.4.1

和歌山県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021600063	特定非営利活動法人グリーンスペース	有田郡有田川町徳田95番地3	共同生活援助	特定非営利活動法人グリーンスペース	有田郡有田川町徳田95番地3	令和5.11.30

和歌山県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000902	グループホーム それいゆ	橋本市神野々1014-5	短期入所（空床型）	それいゆ合同会社	岩出市桜台621番地	令和6.3.31

和歌山県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021000736	グループホーム それいゆ	橋本市神野々1014-5	共同生活援助	それいゆ合同会社	岩出市桜台621番地	令和6.3.31

和歌山県告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500257	介護ステーション太陽	有田市糸我町中番539	居宅介護	有限会社丸吉呉服店	有田市宮原町新町489	令和6.3.31

和歌山県告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700683	わかば	紀の川市上田井451-1	就労継続支援B型	社会福祉法人箭鰯会	橋本市市脇一丁目6番1号	令和6.3.31

和歌山県告示第371号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3011700 592	訪問介護ステーションりんく	紀の川市畑野上333-1	同行援護	株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	令和 6.3.31
----------------	---------------	--------------	------	----------	--------------	--------------

和歌山県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011400 813	Confiance	海南市木津274番地1	就労継続支援B型	特定なし	株式会社キシウラ	海南市木津274番地1	令和 6.4.1

和歌山県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011000 746	ふれあい工房わーくる	橋本市小原田127番	生活介護	特定なし	社会福祉法人博芳福祉会	橋本市東家六丁目347番5	令和 6.4.1

和歌山県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011800 285	多機能型事業所シャイン	岩出市東坂本6-1	就労移行支援	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	令和 6.4.1

和歌山県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
-------	--------	---------	-------------	--------------	--------	----------------	------------

3011610 528	ヘルパーステーションひかり	有田郡有田川町 下津野850-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社SORU KKA	有田郡有田川町 下津野850-1	令和 6.4.1
----------------	---------------	---------------------	----------------	------	-----------------	---------------------	-------------

和歌山県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012125 286	インクルひだか	日高郡日高町志 賀106-1	生活介護	特定なし	社会福祉法人 太陽福祉会	日高郡美浜町和 田1138番地	令和 6.4.1

和歌山県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の 名 称	事業所の所在地	一 般 相 談 支援の種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3031000 460	障害者地域生活相談支援センターリハビリ橋本	橋本市柱本22番地	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人 ゆたか会	橋本市柱本22番地	令和 6.3.31

和歌山県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番号	事業所の 名 称	事業所の所在地	一 般 相 談 支援の種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3031610 417	相談支援事業所あゆむ	有田郡有田川天 満306 ルー チェ・ソラーレⅢ 101号	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社日進 月歩	有田市宮原町須 谷487-3	令和 6.3.31

和歌山県告示第379号

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）第2条第1項の規定により、産業技術専門学院の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、令和7年4月1日から実施する。

なお、令和5年和歌山県告示第322号（産業技術専門学院の訓練課程等）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	訓練課程	訓練科	訓練期間	入学時期	定員（人）	
					1年	2年
和歌山産業技術専門学院	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	4月	25	25
		理容科	2年		15	15
		メカトロニクス・CAD科	2年		15	15
		建築工学科	1年		15	
	デザイン木工科	1年	15			
	短期課程	総合実務科	1年	4月及び10月	合計20	
田辺産業技術専門学院	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	4月	20	20
		ビジネス事務科	1年		20	
		情報システム科	2年		10	10

和歌山県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業熊ノ倉池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業熊ノ倉池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年4月10日から同年5月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第381号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第795号	化成肥料	はばたきⅡ	窒素全量7.0 りん酸全量4.0 加里全量6.0 内く溶性加里6.0 内水溶性加里4.5	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	令和9.3.18

和歌山県告示第382号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第386号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第387号

和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和5年12月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和6年3月29日

和歌山県告示第388号

和歌山県橋本市学文路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年8月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市学文路の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市学文路の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年3月29日

和歌山県告示第389号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第1

9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
令和元年4月1日から令和5年11月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年3月29日

和歌山県告示第390号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年11月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年3月29日

和歌山県告示第391号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字神田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年12月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字神田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字神田の一部地区

5 認証年月日

令和6年3月29日

和歌山県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字田尻字貝野 423番1地先から同町大字田尻字 貝野432番1地先まで	旧	3.03 } 15.09	236.40	
同上	新	7.14 } 25.36	236.40	

和歌山県告示第393号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
那智勝浦都市計画道路（3・7・15号下里太地線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里字古宮、芝地、久保坂、尾藪、櫻谷、筋原、三ツ丸、大側、谷、長洞、田丸谷
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
太地都市計画道路（3・7・5号下里太地線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県東牟婁郡太地町太地字上河立、西地、安ヶ平見、小平見、長音庵、スバル、清水上
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第9号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和6年4月9日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和6年5月3日から同年8月31日まで

和歌山県公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和6年4月9日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

氏名	連絡先	活動区域
川俣幸男	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
大野恵章		
山名清隆		
柴森千賀子	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
田中美知子		
平山忠央		
堀田泰伯	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
三谷好生		
南章博		
上野俊憲	和歌山市栗栖686番地7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
田中恵津子		
中尾眞智子		
村瀬一也		
森田昌伸		
青木保誠		

梶本雅彦	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
畑中幹造		
波多野正藏		
福井浄堂		
西川重光	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
牧野真知子		
村尾隆義		
尾崎浩之	海南市日方1294番地24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
藤井雅夫		
柳瀬喜生		
井口真澄	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 有田湯浅警察署 生活安全刑事課	有田湯浅警察署管内
一角幸代		
伊藤嘉史		
楠木幸子		
中平忠男		
森行秀		
神田秀昭	御坊市湯川町財部237番地1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
三原一仁		
吉田敏夫		
岡本勝視	田辺市上の山一丁目2番15号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
西山博康		
愛須浩行	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
佐藤善英		
高田賢治		
橋本斉		
堀谷育生		
伊藤算志	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
坂下正明		
杉本登		
住野次男		
西太吉		
野生計		
松下健生		

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県自動車販売支部	弘田宗博	代表者	弘田宗博	清水昇	令和 6.2.8
自由民主党和歌山県日高郡第四支部	玄素彰人	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口1391-2	日高郡印南町印南854番地の5	令和 6.2.21
自由民主党紀美野町支部	中村修史	会計責任者	中村修史	河本幸生	令和 5.3.15

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
松坂英樹後援会	大野義弘	代表者	大野義弘	尾上武男	令和 6.1.15
		会計責任者	山口一美	増谷憲	令和 6.1.15
頑張れげんちゃんの会	玄素彰人	主たる事務所の所在地	日高郡印南町西神ノ川36	日高郡印南町印南854番地の5	令和 6.2.21
げんそ彰人後援会	藤藪利広	主たる事務所の所在地	日高郡印南町西神ノ川36	日高郡印南町印南854番地の5	令和 6.2.21
和歌山県歯科衛生士連盟	野村カオル	主たる事務所の所在地	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9F和歌山県NPOサポートセンター気	和歌山市黒田190-19	令和 5.5.26
森田いくひさ後援会	森田幾久	会計責任者	森田順子	青柳宣寛	令和 6.2.24
川端康史を支援する会	山本正樹	代表者	山本正樹	金堀皓貴	令和 6.3.4
小川ひろやす後援会	舟底政算	会計責任者	寺中俊也	中村修史	令和 6.3.11
世耕弘成紀美野町後援会	美野勝男	会計責任者	中村修史	河本幸生	令和 5.3.15

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
中尾友紀	中尾友紀後援会	公職の種類	和歌山県議会議員	和歌山市議会議員	令和 6.2.1
玄素彰人	頑張れげんちゃんの会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町西神ノ川36	日高郡印南町印南854番地の5	令和 6.2.21

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
吉本かんよう後援会	宮井靖輝	令和 5.12.31
舟木孝明後援会	片山高一	令和 5.12.31
谷本吉弘後援会	谷本吉弘	令和 6.2.3
成川満後援会	大中真人	令和 6.2.7

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
心（シン）の党	正司武	正司侑貴	紀の川市桃山町段440	令和 6.2.5
前たかつぐ後援会	串橋護	巽俊彦	東牟婁郡古座川町中崎177番地	令和 6.2.13

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和6年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和6年4月24日から令和7年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名(免許番号) 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者古木靖久ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

令和6年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 指示の内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

(1) 区域

下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
日高郡印南町印南沖	ア	33度45.965分	135度08.897分
	イ	33度45.124分	135度08.182分
	ウ	33度44.173分	135度09.757分
	エ	33度45.069分	135度10.532分
西牟婁郡白浜町椿沖	ア	33度36.451分	135度20.349分
	イ	33度34.800分	135度20.294分
	ウ	33度34.799分	135度22.283分
	エ	33度36.417分	135度22.268分
西牟婁郡白浜町日置沖	ア	33度34.905分	135度22.859分
	イ	33度34.375分	135度22.548分
	ウ	33度33.595分	135度24.719分
	エ	33度34.195分	135度24.915分
西牟婁郡すさみ町すさみ沖	ア	33度32.316分	135度28.621分
	イ	33度31.692分	135度28.595分
	ウ	33度31.729分	135度29.260分
	エ	33度32.290分	135度29.243分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで

2 指示の有効期間

令和6年5月1日から令和9年4月30日まで

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるウミガメの採捕等について、次のとおり指示する。

令和6年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山海区においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、令和6年5月16日から令和7年5月15日までとする。

（承認の条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合
 - ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。
- (2) 3の(3)に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
 - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
 - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示**和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和6年4月9日

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

令和6年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

令和6年4月9日から令和7年3月31日まで

公 告

二級河川山田川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川山田川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び有田振興局建設部工務課においてこれを公表する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

都市計画の図書の写しの縦覧公告

湯浅町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画火葬場（湯浅斎場）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）の指定をしようとしているので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、条例第6条第1項の規定により指定しようとする規制水域について、同条第5項の規定による知事への意見書の提出は、4により行うことができる。

令和6年4月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域の指定をしようとする水域の名称

白良浜海水浴場規制水域

2 規制水域の指定予定年月日

令和6年6月30日（日）

3 規制水域の指定をしようとする水域の範囲

白良浜海水浴場に隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課（以下「縦覧場所」という。）に備え置いてこの公告の日から起算して30日間公衆の縦覧に供する。

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、令和6年4月9日（火）から同年5月8日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に縦覧場所において受け付ける。郵送による場合は、令和6年5月8日（水）の午後5時までに縦覧場所に必着するように提出すること。）

(2) 提出期限の日時

令和6年5月8日（水）午後5時

(3) 提出先

縦覧場所